

・ 行財政運営・協働分野

VI. 行財政運営・協働分野

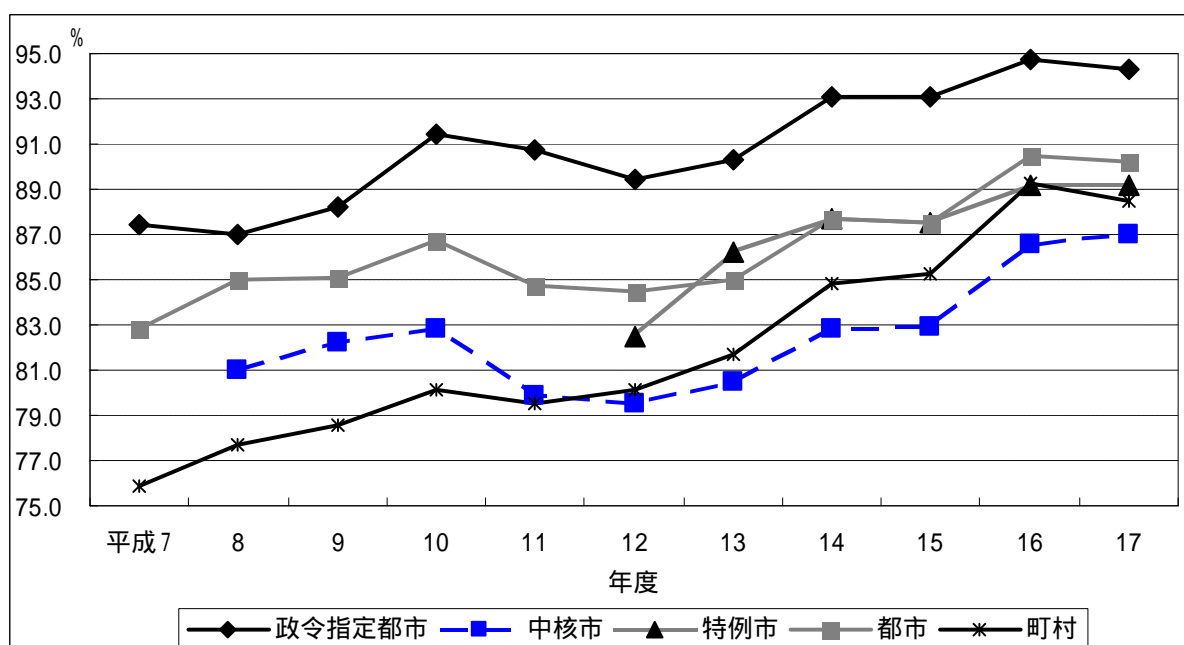
1. 財政

(1) 社会経済潮流

財政状況

財政構造の硬直化を表す経常収支比率を用い、わが国の地方公共団体の財政状況をみると、平成10～12年頃には比率が低下する傾向がみられたが、過去10年の推移では特別区を除く、どの都市規模においても比率は上昇傾向にあり、地方公共団体の財政はより硬直化してきている。

図表VI-1 都市規模別に見た地方公共団体の経常収支比率の推移



注釈) 「経常収支比率」とは地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のような経常的経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税のように用途が特定されていない一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。なお、特別区は含まれていない。

資料) 総務省「地方財政白書 平成19年版」(平成19年4月)より

行財政改革の動向

総務省は平成9年の地方行革指針の策定以来、地方公共団体が行財政運営の改革を推進するよう絶えず要請しており、関連する法律の施行、指針の公表などが相次いでいる。

近年では地方公務員数の削減、地方公会計の整備などについて期限や数値目標などを掲げた新たな指針(18年指針)が策定され、地方公共団体の行財政改革を推進させようとしている。

図表VI-2 地方公共団体の行財政改革に関する国の近年の動向

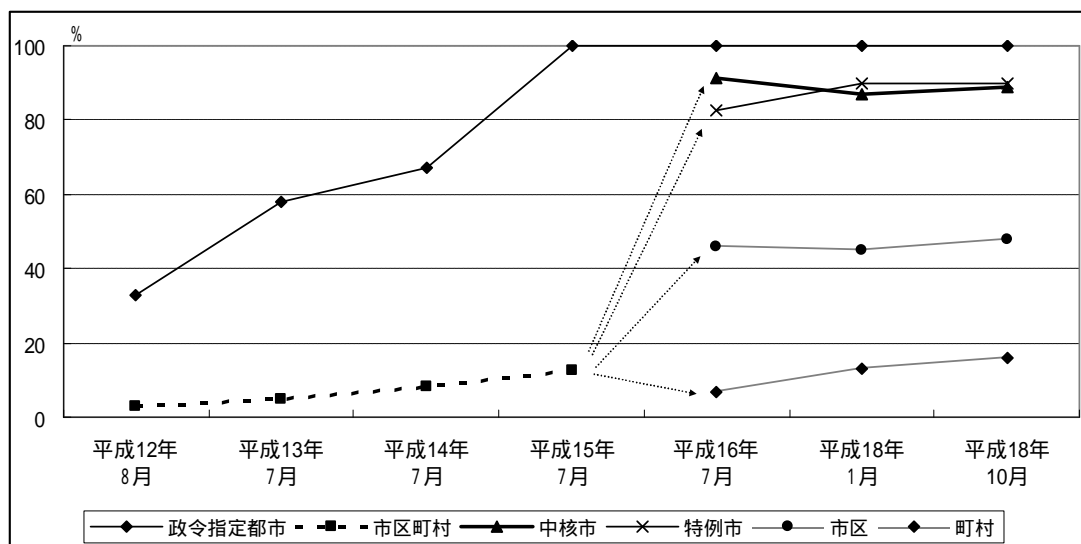
年号	国の政策・指針等の概要
平成 9 年	地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針について（旧自治省） 当指針の特徴として、数値目標の設定等により具体的で目に見える行政改革の取り組みを求めていること、行政改革に関する情報の積極的な広報等により、住民の理解・協力のもとでの行政改革推進を強調していることなどが挙げられる。
平成 12 年	行政改革大綱（閣議決定） 行政改革大綱において、第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革のほか、地方公共団体への行政評価の取組みを促進することなどが挙げられている。
平成 17 年	「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針の策定について」（総務省） 「今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月閣議決定）」を踏まえ、新しい時代に対応した行政改革大綱の見直しとその具体的目標を定めた集中改革プランの策定、公表を求めた。
平成 17 年	合併新法施行（市町村の合併の特例等に関する法律） 都道府県が合併の推進に関する構想を策定し、合併協議会設置の勧告を行うことができるなど、さらなる合併の促進に向けた枠組みが創設された。
平成 18 年	行政改革推進法施行（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律） 政府は、平成 22 年におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成 17 年における当該数の 4.6%以上の純減となるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理等を要請している。
平成 18 年	地方分権 21 世紀ビジョン懇談会報告書（地方分権 21 世紀ビジョン懇談会） 経営に失敗すれば自治体も破綻という事態に立ち入るといふ危機感を持つことが地方財政の規律の回復のために必要であり、いわゆる“再生型破綻法制”の検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきであるとしている。
平成 18 年	地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総務省） 公共サービス改革として市場化テストの積極的な活用や、民間企業に倣い、発生主義の活用・複式簿記の考え方の導入など地方公会計改革を推進するよう要請している。なお、平成 19 年 10 月の「公会計の整備推進について（通知）」では公会計の整備に関する取組みの期限を明示している。

資料) 各原典より

行政評価の定着

行政改革の一つの手法である行政評価は平成 8 年頃から地方公共団体で導入が始まったが、その後、行政評価の取組みは広く全国に普及し、平成 18 年現在、政令指定都市、中核市、特例市など大都市ではほとんどの地方公共団体で導入済みとなっている。

図表VI-3 地方公共団体における行政評価の取組み状況



資料) 総務省ホームページより

1. 財政

(2) 江東区の現状

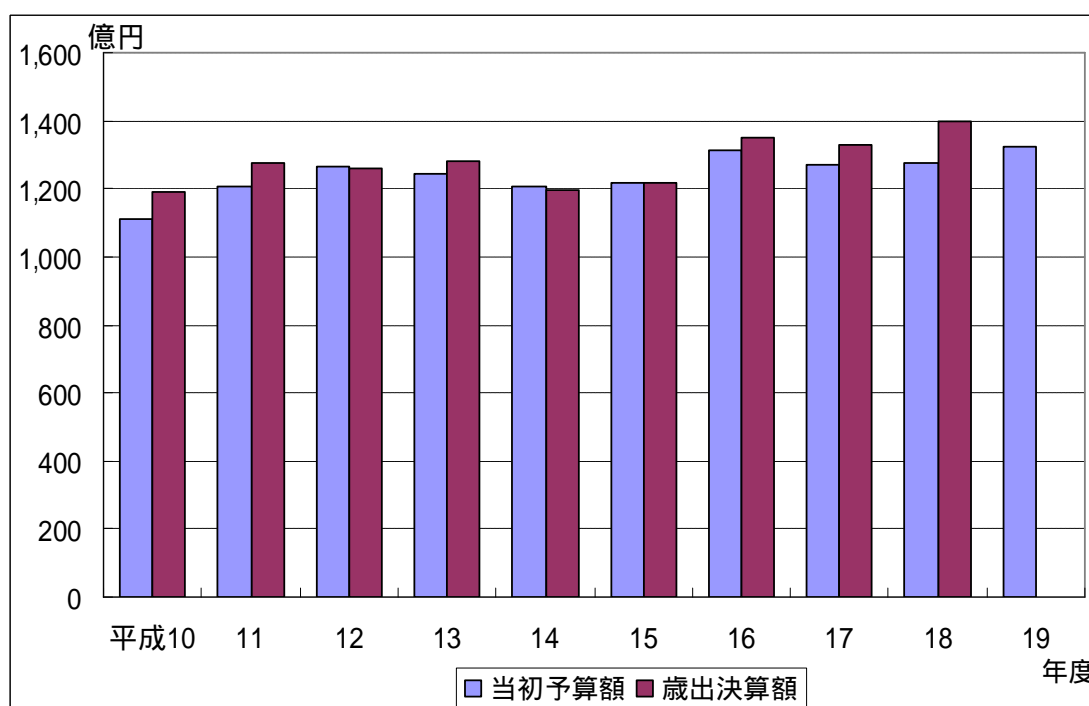
現状

a) 財政規模の推移

本区の財政規模は、過去 10 年間の推移をみると年度間の増減はあるものの、全体としては拡大傾向にある。歳出決算額は、平成 10 年度には約 1,200 億円であったが、平成 18 年度では 1,400 億円を超え、17.4% 増加している。

平成 19 年度一般会計当初予算額は 1,323 億 4,700 万円であり、これに 3 つの特別会計（国民健康保険会計、老人保健会計、介護保険会計）を加えた予算総額は、2,271 億 6,500 万円である。

図表VI-4 江東区財政規模（一般会計）の推移（当初予算額・歳出決算額）



図表VI-5 江東区財政規模の推移（全会計合計）

単位: 百万円

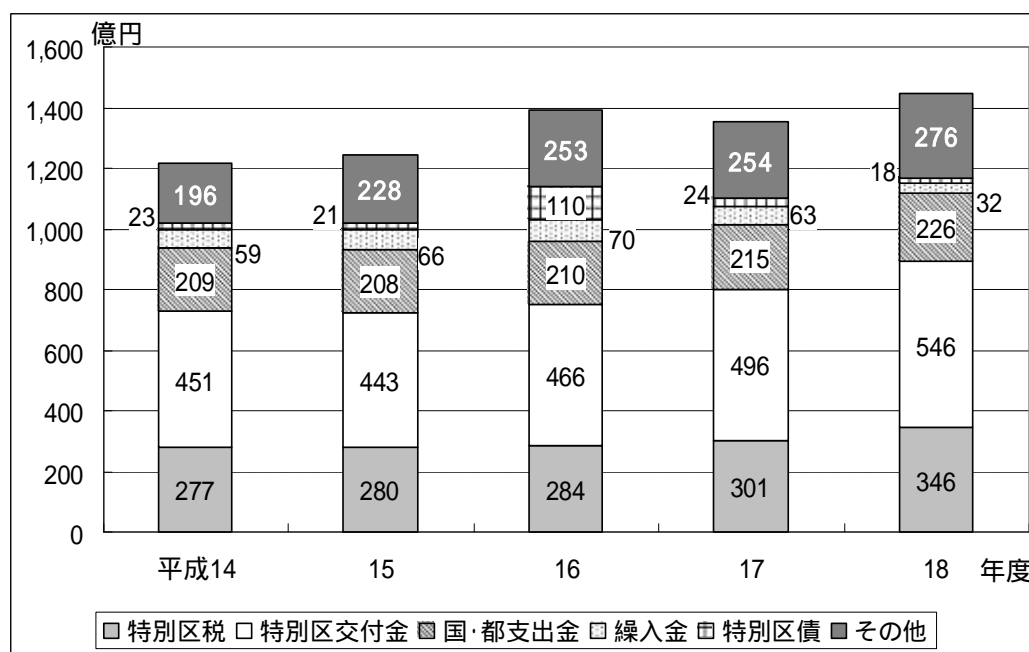
	平成15年度	16	17	18	19
一般会計	121,472	131,550	127,272	127,410	132,347
国民健康保険会計	36,490	38,103	41,132	41,799	48,254
老人保健会計	28,029	28,090	28,284	28,167	27,985
介護保険会計	14,498	15,681	16,916	17,140	18,579
全会計合計	200,489	213,424	213,604	214,516	227,165

1. 財政

b) 歳入決算額・歳出決算額の推移

平成 18 年度歳入決算額のうち、最も大きな割合を占めるのは特別区交付金であり、次いで特別区税の順で、この 2 つが歳入全体の 61.7% を占めている。特別区税は人口増や景気回復、税制改正等によって、近年堅調に増加しており、平成 14 年度から平成 18 年度までの間に 24.6% 増加した。また、特別区交付金についても同期間に 21.1% 増加している。

図表VI-6 内訳別歳入決算額の推移



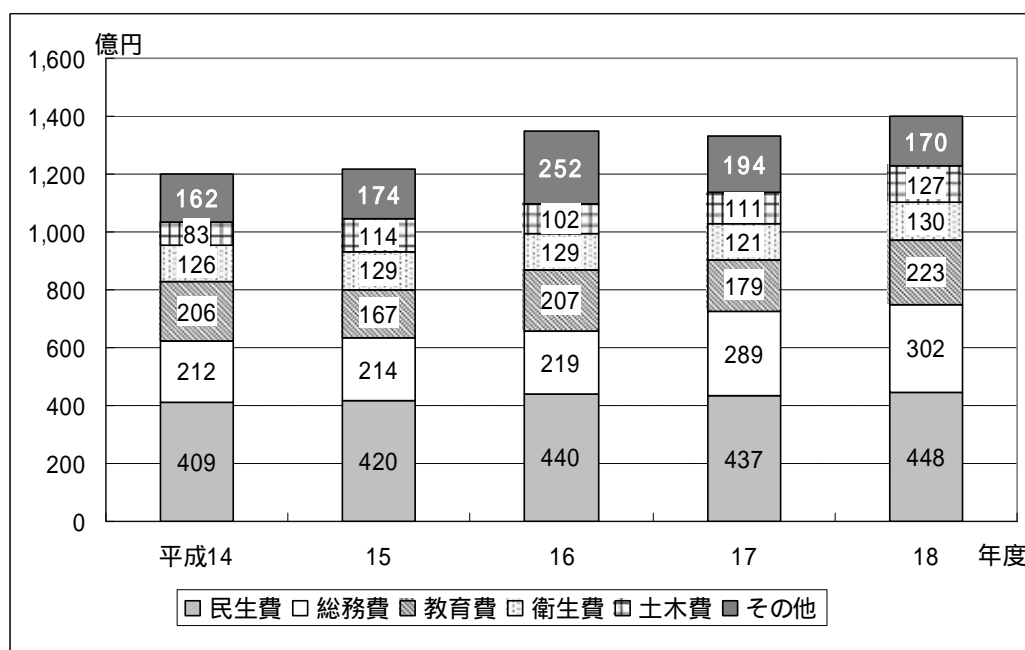
	平成14年度	15	16	17	18
特別区税	22.8%	22.5%	20.4%	22.3%	23.9%
特別区交付金	37.1%	35.5%	33.4%	36.7%	37.8%
国・都支出金	17.3%	16.7%	15.1%	15.8%	15.6%
繰入金	4.8%	5.3%	5.0%	4.7%	2.2%
特別区債	1.9%	1.7%	7.9%	1.8%	1.3%
その他	16.1%	18.3%	18.2%	18.7%	19.2%
歳入合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

1. 財政

一方、平成18年度歳出決算額の目的別では、民生費が最も大きく、次いで総務費、教育費、衛生費、土木費の順となっている。民生費は、子育て施策の充実や高齢化の進展に伴い、年々増加している。

また、性質別でみると、最も割合の高い人件費は定員適正化の実施による職員削減等の要因により、平成14年度の28.1%が平成18年度には21.8%まで減少している。

図表VI-7 目的別歳出決算額の推移



	平成14年度	15	16	17	18
民生費	34.1%	34.5%	32.6%	32.8%	32.0%
総務費	17.7%	17.6%	16.3%	21.7%	21.6%
教育費	17.2%	13.7%	15.3%	13.4%	15.9%
衛生費	10.5%	10.6%	9.6%	9.1%	9.3%
土木費	6.9%	9.4%	7.5%	8.3%	9.1%
その他	13.6%	14.2%	18.7%	14.7%	12.1%
歳出合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表VI-8 性質別歳出決算額シェアの推移

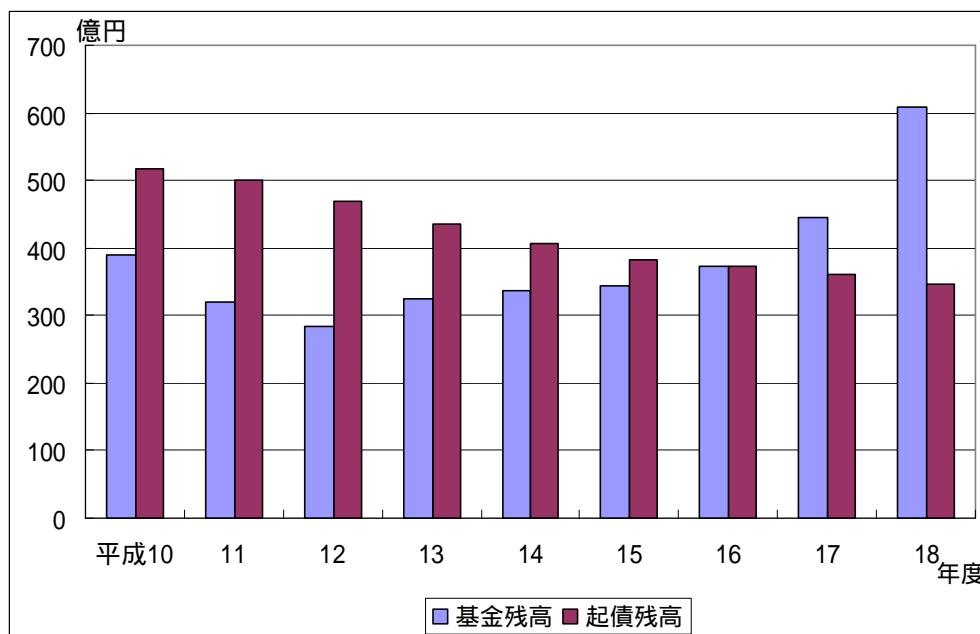
	平成14年度	15	16	17	18
人件費	28.1%	26.5%	23.5%	23.0%	21.8%
扶助費	19.0%	20.4%	19.3%	20.1%	20.0%
公債費	5.0%	4.9%	9.5%	5.0%	2.8%
普通建設事業費	10.3%	9.7%	10.4%	10.1%	11.3%
積立金	5.8%	6.0%	7.0%	10.0%	13.5%
物件費	15.4%	15.5%	14.3%	14.4%	13.9%
その他	16.4%	17.0%	16.0%	17.4%	16.7%
歳出合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

c) 基金残高と起債残高（普通会計ベース）

起債残高は、新規の大規模施設に対する多額の起債発行がなくなったことや、一時の大量発行債の償還が年々終息してきていること等により、平成 10 年度末の約 516 億円から、平成 18 年度末には約 347 億円まで減少している。

また、基金残高（積立基金の現在高）については、平成 12 年度を底に増加しており、平成 16 年度末には基金残高が起債残高を逆転し、平成 18 年度末には基金残高が起債残高を約 260 億円上回っている。

図表VI-9 基金残高と起債残高の推移

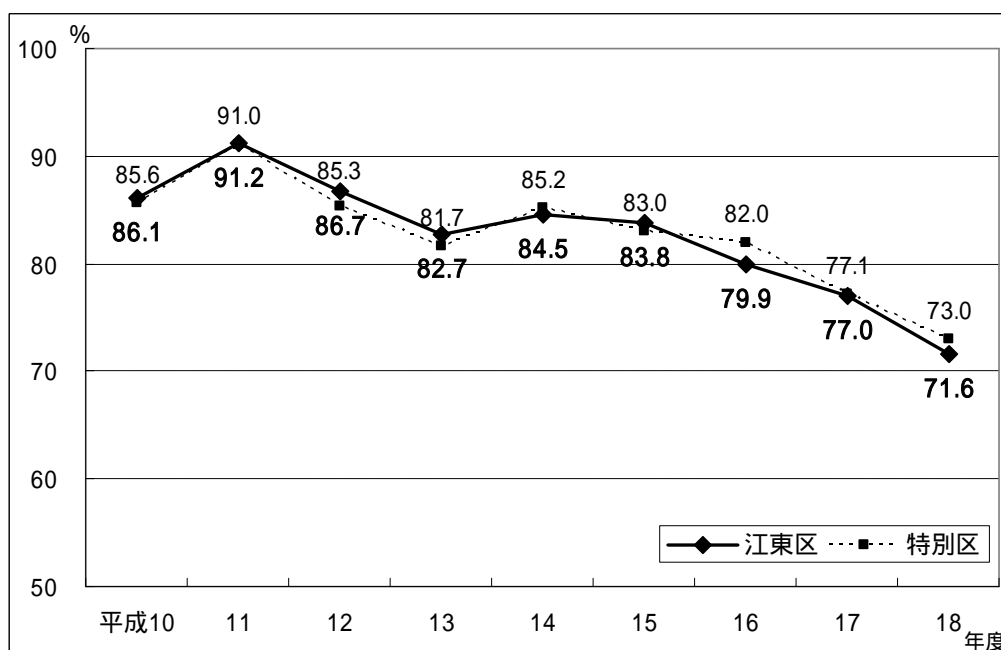


d) 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す総合的な指標であり、この数値（70～80%が適正水準）が高くなるほど、新たな区民ニーズに対応する余地は少なくなり、財政の硬直化が進んでいることになる。

本区の経常収支比率をみると、税収の落ち込みや扶助費・公債費等の増によって、平成 11 年度に 90%を超えたが、行財政改革への取組みと、景気回復・人口増に伴う税収増等により、平成 18 年度では 71.6%まで改善してきている。

図表VI-10 経常収支比率の推移

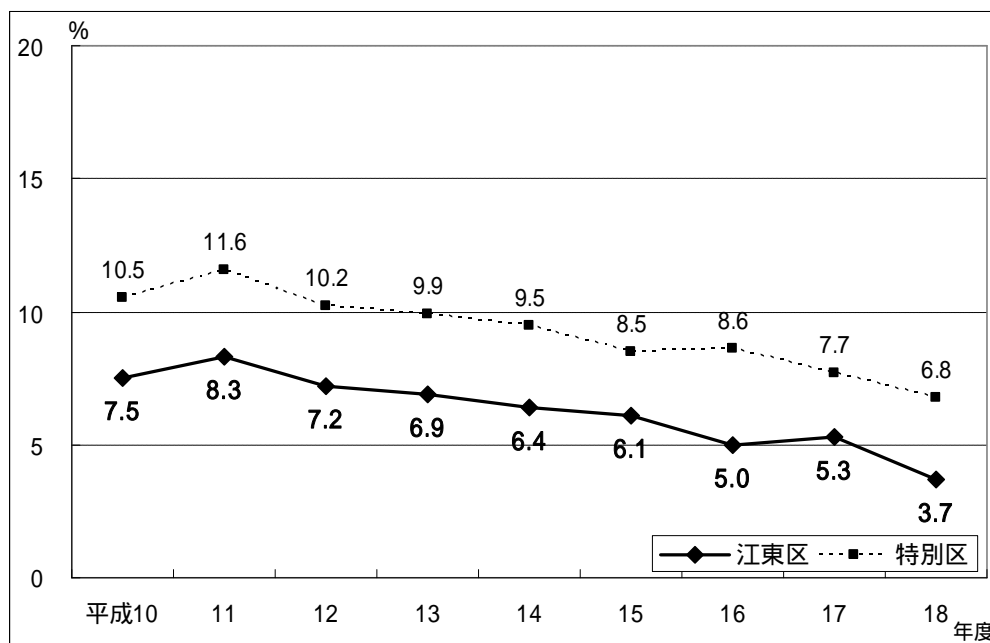


e) 公債費比率

公債費比率は財政構造の長期安定性と弾力性を示す指標であり、この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることになる。

本区の公債費比率をみると、大規模施設建設債と減税・減収補てん債の償還が重なった平成11年度に8.3%まで上昇したが、それ以降は遞減傾向が続いており、平成18年度では3.7%となっている。

図表VI-11 公債費比率の推移



1. 財政

f) 23区財政規模比較（平成18年度普通会計決算）

江東区の財政規模は、歳入総額、歳出総額とも23区平均をやや上回る規模となっている。

また、公債費比率は23区中3番目に低く、経常収支比率については23区平均をやや下回っている。

図表VI-12 23区財政規模比較表

区分(単位)	江東区	23区平均	最大規模	最小規模
歳入総額 (百万円) A	143,981	132,295	足立区 228,144	千代田区 45,694
歳出総額 (百万円) B	139,625	126,453	足立区 219,872	千代田区 42,675
歳入歳出差引額 (A) - (B) (百万円) C	4,356	5,842	練馬区 10,455	台東区 2,436
翌年度へ繰り越すべき財源 (百万円) D	25	490	江戸川区 1,907	大田区 2
実質収支 (C) - (D) (百万円) E	4,331	5,352	練馬区 10,335	豊島区 1,979
単年度収支 (百万円) F	2,125	976	世田谷区 4,710	港区 3,300
財政調整基金積立金 (百万円) G	1,119	2,470	渋谷区 11,100	大田区 59
繰上償還額 (百万円) H	0	1,004	江戸川区 15,088	千代田区他 0
財政調整基金取り崩し額 (百万円) I	0	100	北区 2,250	千代田区他 0
実質単年度収支 (F + G + H - I) (百万円) J	3,244	4,350	江戸川区 16,107	港区 446
財政力指数	0.41	0.53	港区 1.21	荒川区 0.28
実質収支比率 (%)	4.5	5.9	新宿区 12.3	板橋区 2.6
公債費比率 (%)	3.7	6.8	目黒区 12.7	港区 2.0
経常収支比率 (%)	71.6	73.0	墨田区 82.3	港区 52.3
地方債現在高 (百万円)	34,706	43,912	足立区 110,092	中央区 7,998
基金現在高 (百万円)	60,821	47,422	港区 104,236	墨田区 9,849

資料) 東京都「平成18年度特別区決算状況」より

g) 行政評価の現状

本区では平成13年度から行政評価システムを導入しており、長期基本計画の進行管理として、江東区方式とも言うべき「施策」「サブ施策」「事務事業」の三層評価を行い、施策から事務事業までを目的・手段の関係で評価している。

例えば平成18年度評価では、評価結果を参考としながら、平成19年度には事務事業のレベルアップを58、見直しを27、廃止を14事業で行うなど、行政資源を適正に配分するための手法として活用されている。

図表VI-13 平成19年度 施策別改善方向総括表

施策名	事務事業計	維持	新規	レベルアップ	見直し	廃止	廃止(*)
1 学校教育の充実	77 (100%)	56 (73%)	6 (8%)	8 (10%)	3 (4%)	0 (0%)	4 (5%)
2 学校・家庭・地域の連携	25 (100%)	18 (72%)	2 (8%)	3 (12%)	1 (4%)	1 (4%)	0 (0%)
3 生涯学習・スポーツの充実	29 (100%)	15 (52%)	6 (21%)	1 (3%)	2 (7%)	2 (7%)	3 (10%)
4 伝統文化の保存と継承	8 (100%)	6 (74%)	1 (13%)	1 (13%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
5 地域文化の創造と発展	9 (100%)	6 (67%)	1 (11%)	2 (22%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
6 コミュニティ活動の充実と支援	14 (100%)	11 (79%)	1 (7%)	2 (14%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
7 多様な人々との交流の促進	6 (100%)	4 (66%)	1 (17%)	0 (0%)	1 (17%)	0 (0%)	0 (0%)
8・9 男女平等意識の確立・男女共同参画の促進	10 (100%)	10 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
10・11 12・13 中小企業の振興、にぎわいのある商店街づくり 新しい産業の環境づくり、勤労者の就業環境の充実	34 (100%)	24 (70%)	1 (3%)	2 (6%)	4 (12%)	2 (6%)	1 (3%)
14 消費生活の安定と向上	8 (100%)	6 (74%)	0 (0%)	1 (13%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (13%)
15 生活支援サービスの充実	64 (100%)	51 (79%)	3 (5%)	2 (3%)	3 (5%)	0 (0%)	5 (8%)
16 自立と社会参加の推進	71 (100%)	57 (81%)	6 (8%)	2 (3%)	1 (1%)	2 (3%)	3 (4%)
17 子育て支援の充実	35 (100%)	19 (55%)	5 (14%)	4 (11%)	2 (6%)	1 (3%)	4 (11%)
18 保育サービスの多様化	29 (100%)	8 (27%)	7 (24%)	6 (21%)	2 (7%)	0 (0%)	6 (21%)
19 総合的福祉の推進	5 (100%)	1 (20%)	1 (20%)	2 (40%)	0 (0%)	1 (20%)	0 (0%)
20 家族・地域での支えあい	14 (100%)	12 (86%)	1 (7%)	1 (7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
21 人にやさしいまちづくりの推進	9 (100%)	4 (45%)	2 (22%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (33%)
22 健康づくりの推進	71 (100%)	64 (91%)	1 (1%)	3 (4%)	0 (0%)	2 (3%)	1 (1%)
23 地域保健医療体制の充実	7 (100%)	6 (86%)	0 (0%)	1 (14%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
24 調和のとれた都市構造の実現	8 (100%)	5 (62%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (38%)
25 新しいウォーターフロントのまちづくり	0	0	0	0	0	0	0
26 円滑な交通体系の整備	31 (100%)	24 (79%)	1 (3%)	2 (6%)	1 (3%)	1 (3%)	2 (6%)
27 防災まちづくりの推進	29 (100%)	8 (28%)	8 (28%)	1 (3%)	1 (3%)	0 (0%)	11 (38%)
28 地域防災体制の強化	16 (100%)	15 (94%)	0 (0%)	1 (6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
29 住みよい住宅・住環境の整備促進	18 (100%)	14 (78%)	0 (0%)	2 (11%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (11%)
30 環境への負荷の低減	9 (100%)	9 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
31 資源循環型社会の形成	22 (100%)	19 (85%)	1 (5%)	1 (5%)	1 (5%)	0 (0%)	0 (0%)
32 環境保全のためのパートナーシップの形成	9 (100%)	5 (56%)	2 (22%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (22%)
33 水とみどりを生かしたまちづくり	25 (100%)	15 (60%)	3 (12%)	0 (0%)	2 (8%)	0 (0%)	5 (20%)
34 美しいまちの形成	16 (100%)	13 (81%)	1 (6%)	2 (13%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
計画の実現に向けて	112 (100%)	97 (86%)	0 (0%)	8 (7%)	3 (3%)	2 (2%)	2 (2%)
合計	820 (100%)	602 (74%)	61 (7%)	58 (7%)	27 (3%)	14 (2%)	58 (7%)

廃止(*)は、あらかじめ定めた事業期間が終了したことによる事業廃止(事業終了、単年度実施、隔年実施)表中には事業統合した8事業を含まず、表中「維持」の中には隔年実施事業1事業を含む

1. 財政

関連個別計画

集中改革プランへの対応（平成 17～21 年度）

* 総務省の指針により策定が求められた「集中改革プラン」として、定員管理、人事給与、民間委託の推進等についての平成 17 年度～21 年度までの取組みについて、すでに長期基本計画等により具体的な取組みを進めているものについて、再整理している。

（3）課題

- ・ 近年の急激な人口増加は将来の人口構造を大きく変化させ、区民ニーズに大きな影響を及ぼすことを踏まえ、これに柔軟かつ的確に対応できる行財政基盤を構築していくことが必要である。
- ・ 特別区税、特別区交付金が増加したことから、区の財政状況は近年急速に改善したが、これらの歳入は景気変動の影響を受けやすく、都市と地方の格差是正に向けた制度改正が行われるようなことがあれば、一転して厳しい財政運営を強いられることが予想される。そこで、あらゆる事態にも対応できるよう、引き続き、不断の財政健全化に向けた取組みが必要である。
- ・ 区内公共施設は昭和 40 年代前半から昭和 50 年代にかけて建築された施設が主となっており、今後、大規模な改修や改築の時期を迎え、多額の財政負担が想定されるため、更なる堅実な行財政運営を推進していく必要がある。
- ・ 区民ニーズの多様化に対応するため、行政評価制度による事業の選択を引き続き行っていくが、行政だけでなく外部からの視点による評価方法についても検討していく必要がある。

2. 地方自治制度改革

2. 地方自治制度改革

(1) 社会経済潮流

バブル経済崩壊後の国および地方自治体の財政悪化や、一定の社会インフラ整備や生活水準が満たされ、公共サービスに対するニーズが多様化する中で、国による全国画一的な公共サービスから、地域の状況に応じた柔軟で効率的な手法への移行が求められている。

そうした中で地方分権が推進され、市町村の体制整備（市町村合併、中核市・特例市制度）や国から地方公共団体への税源移譲等が行われるなど、地方自治制度は大きな変化の時期を迎えている。

図表VI-14 地方分権に関連する制度改革の経緯

年号	国の政策・指針等の概要
平成 7 年	地方分権推進法施行 「地方分権」を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定され、地方分権の推進に関する基本方針（国と地方公共団体との役割分担、地方分権の推進に関する国の施策、地方税財源の充実確保、地方公共団体の行政体制の整備・確立）を謳っている。（5年間の時限立法）
平成 7 年	広域連合制度・中核市制度施行（地方自治法改正） 地方公共団体の組織・運営の合理化を図り、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制の整備を図るため、広域連合の制度を創設した。 また、政令指定都市以外の都市で、規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化しできる限り住民の身近で行政を行うことができるよう中核市の制度を創設した。
平成 12 年	地方分権一括法施行（関連法の計 475 条を改正） 地方分権に関連する法律の改正を一括して行ったもので、この中では、機関委任事務制の廃止、国の関与等の抜本的な見直し、権限委譲の推進、組織の必置規制の見直し、地方公共団体の行政体制の整備・確立を定めている。 特例市制度施行（地方分権一括法に含まれる） 中核市に権限移譲されている事務のうち、特例市が処理するよりも都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除き移譲する「特例市」制度を創設した。 合併特例法の改正（地方分権一括法に含まれる） 合併後、10 か年度の普通交付税の全額保障、合併特例債の創設などを柱とした合併特例法の改正が行われ、地方自治体の合併を強力に推進する枠組みが創設された。
平成 16 ～18 年	三位一体改革（国と地方の税財政制度に関する改革） 三位（税源移譲、補助金改革、地方交付税改革）を一体的に改革することを目的とした構造改革で、約 4.7 兆円の国庫補助負担金の改革、約 3 兆円の税源移譲、約 5.1 兆円の地方交付税の改革が行われることとなった。
平成 19 年	地方分権改革推進法施行 さらなる地方分権改革の推進に向けて、地方への権限移譲や三位一体改革の具体的内容の検討などに関する基本方針の策定、方針にもとづく地方分権改革推進計画の策定、計画策定の指針を勧告する地方分権改革推進委員会の設置について定めた。（平成 22 年までの時限立法。）

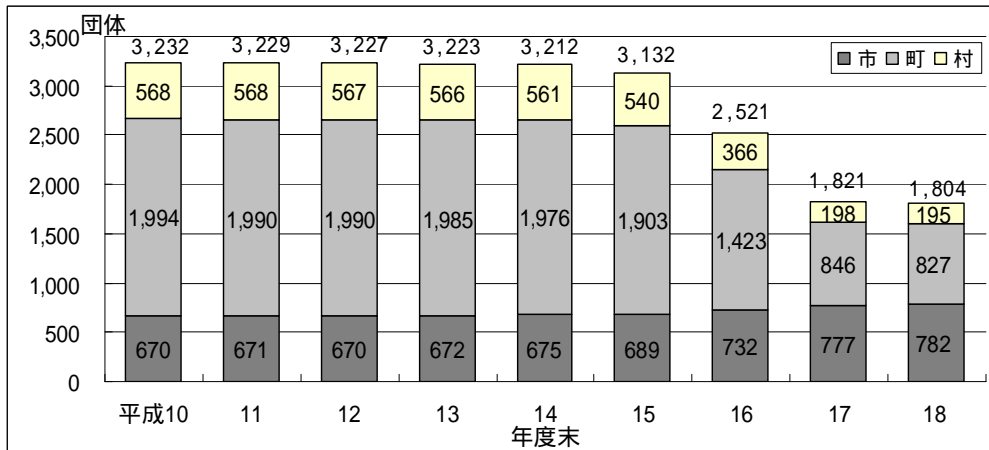
資料) 各種資料より

2. 地方自治制度改革

こうした分権改革の中で、地方自治体の行財政基盤の強化等を目的に市町村合併が進められ、平成10年度末に全国で3,232団体であった市町村数は、平成18年度末には1,804団体となり、10年も経ない間に半数程度まで減少している。

一方で市の数は平成10年度末に670団体であったものが、平成18年度末には782団体まで増加している。

図表VI-15 市町村数の推移



注釈) 市町村数に東京特別区は含まれていない

資料) 総務省資料より

今後の地方自治制度のあり方については、中央省庁や地方自治体関係機関等において引き続き議論が交わされており、都道府県に変わる広域の地方公共団体として「道州」を設置する道州制の導入などが提案されている。道州制については平成19年1月から道州制ビジョン懇談会（内閣官房）において「道州制の導入により実現される地域社会、経済社会等の姿」、「道州制の下における新しい国・地方の政府像」などについて議論している。

2. 地方自治制度改革

図表VI-16 主要な検討機関における地方分権に関する提言

主体	出典名
第27次地方制度調査会（内閣府）	「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（平成15年11月）
<p>基礎自治体のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民にもっとも身近な総合的な行政主体として、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有する必要がある、一般的には基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。 ・基礎自治体に対しては引き続き国や都道府県から可能な限り事務や権限を移譲していくべきであり、少なくとも福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。 ・住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。 <p>広域自治体のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模・能力や区域が拡大した基礎自治体との役割分担の下に広域自治体としての役割、機能が十分に発揮されるためには、まず、都道府県の区域の拡大が必要である。 ・また、国の役割を重点化し、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していく観点から、現行の都道府県制に代わる広域自治体として、道または州から構成される制度（道州制）の導入を検討する必要がある。 	
第28次地方制度調査会（内閣府）	「道州制のあり方に関する答申について」（平成18年2月）
<p>広域自治体改革のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併の進展や中核市・特例市制度等により、基礎自治体への事務移譲が一層推進される状況にあることや、環境規制や交通基盤整備等、都道府県を越えた行政課題が増加している状況の中、都道府県制等の広域自治体改革を通じて国と地方の双方の政府のあり方を再構築し、国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政に関しては広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像を確立する必要がある。 ・道州制を導入する場合には、補完性の原理および近接性の原理に基づいて、国、広域自治体及び基礎自治体間の役割分担を体系的に見直し、都道府県から市町村へ、また国から道州への大幅な権限移譲を行うことが重要である。 	
地方分権21世紀ビジョン懇談会（総務省）	「地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書（案）」（平成18年7月）
<p>分権改革の目指すべき方向性（分権5原則）</p> <ul style="list-style-type: none"> <原則1：自由と責任> 地方が自由と責任を持って自立できるよう、国と地方の関係を「複雑重層から単純明快へ」、「縦型から水平対等へ」と転換する。 <原則2：小さな政府> 地方においても簡潔で効率的な「小さな政府」をつくる。 <原則3：個性の競争> 全国一律ではなく、地域の個性に根ざして人々をひきつける魅力と活力の溢れた地域をつくる。 <原則4：住民によるガバナンス> 国に依存することなく、受益と負担に関する住民の選択、住民による監視（ガバナンス）をエンジンにした住民自治を実現する。 <原則5：情報開示の徹底> 住民が他の地域と比較できる明確な基準を設定し、情報開示を徹底する。正確で豊富な情報によって自治体の透明性を高めることが、地方分権を進める力となる。 	
新地方分権構想検討委員会（地方六団体）	「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」（平成18年11月）
<p>第二期地方分権改革における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未完の分権改革の更なる推進に向けて、第二期地方分権改革の具体的方策として、「地方分権改革への地方の参画、住民自治を可能とする地方税財政制度の構築、地方の自立のための行政面での地方分権改革、住民自治の確立」を掲げている。 	

資料) 各原典より

2. 地方自治制度改革

(2) 江東区の現状（特別区制度改革の現状）

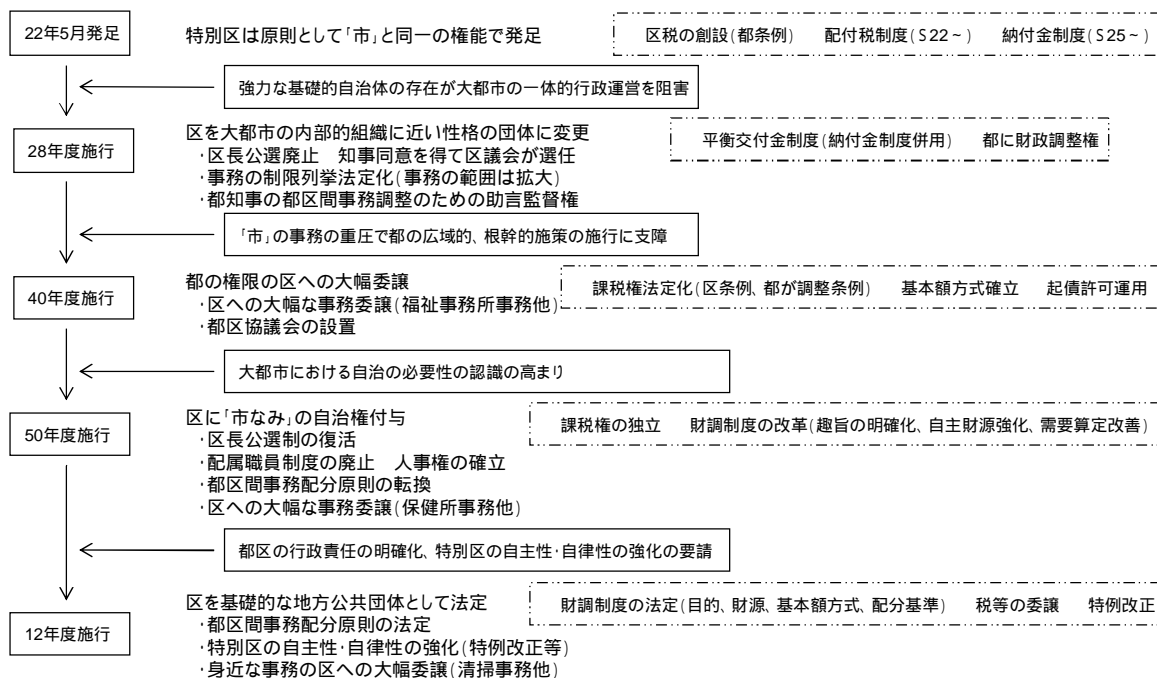
現状

a) 特別区の位置づけ

特別区とは、都の区のことをいい、現在のところ東京 23 区だけにみられる制度である。

この特別区制度については、過去に何回かの改革が行われている。特に区長公選の復活や保健所の移管等大幅な事務の移譲が行われた昭和 50 年の改革、そして都の内部団体の性格から基礎的な地方公共団体に位置づけられ、一部の事業や財源が移譲された平成 12 年の改革は特別区の自治権を確立する上で画期的なものであった。

図表VI-17 特別区制度の沿革



出典) 第1次特別区制度調査会「第2回資料1」(平成15年11月)

b) 平成12年都区制度改革の残された「主要5課題」

平成12年都区制度改革では、新たな制度の運用にあたり、都区間の財源配分をめぐる、平成12年の時点では整理できなかった「主要5課題」が発生した。「主要5課題」についてその後、財政調整協議会等で協議が続けられ、平成18年2月の都区協議会において、「主要5課題」は一定の暫定決着をみている。

図表VI-18 平成12年都区制度改革の残された課題

都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方 特別区の財源配分に反映されていない清掃関連経費の取扱い 小中学校改築需要急増への対応 都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った都市計画税の配分 17年度までに大きな制度改正等があった場合の財源配分変更
--

出典) 特別区長会「未完の都区制度改革の解決をめざして」(平成16年9月)より

2. 地方自治制度改革

c) 今後の都区制度改革のあり方

今後の都区制度改革のあり方については平成 17 年に特別区制度調査会と東京都から提案されているが、その後も継続的な協議・検討が続けられている。

平成 19 年末現在、都および特別区が平成 19 年 1 月から「都区のあり方検討委員会」を設置し、都側と区側双方の代表者による議論が続いており、平成 21 年 4 月から具体化する改革に向けた検討を行っている。また、特別区制度調査会では平成 19 年 12 月に第 2 次報告を公表し、「都の区」の制度廃止や「基礎自治体連合」の構想を提案している。

図表VI-19 各機関の都区制度に関する論調

主体	出典名
特別区制度調査会 (特別区協議会)	第 1 次報告「東京における新たな自治制度を目指して」 (平成 17 年 10 月)
<p>東京大都市地域の基礎自治体構想にあたっての基本的視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「都市化社会」から「安定・成熟した都市型社会」への移行が求められ、東京大都市地域に連担して市街地が膨張している今日では、東京大都市地域に求められる「行政の一体性」の確保は、古い沿革に根拠を持つに過ぎないとの見方もありうる。 特別区間に現に存する地域特性を踏まえながら、分権時代にふさわしい財源の安定的な確保を可能とする税財政制度が必要であると考え。 <p>新たな基礎自治体のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで東京大都市地域に要請されてきた「行政の一体性」の確保について、必要であると考え、新たに特別な「市」を創る方向(シナリオ 1)と、必要ないと考え、一般の「市」になることを目指す方向(シナリオ 2)を示している。 	
東京都	「行財政改革の新たな指針」(平成 17 年 11 月)
<p>自治制度改革の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治制度の見直しに当たっては、国と地方自治体、基礎的自治体と広域的自治体との役割分担やその基本的枠組みを、現行の制度にとらわれることなく議論し、改革を進めていく必要がある。 大都市の区域に基礎的自治体を複数認めた上で、広域的自治体が広域的行政課題の解決に特化すると、その中間に一体的な大都市経営の主体が必要となる。この場合、地方自治組織は三層制となるが、簡潔・効率化の観点からも選択すべきでない。 地方自治制度改革に当たっては、簡素・効率化の観点から二層制を前提とした上で、大都市の総合性・一体性を確保する観点から、基礎的自治体のあり方や広域的自治体の役割分担など、大都市の活力を維持するため、最も相応しい経営主体のあり方を追求していく必要がある。 <p>東京における大都市自治制度のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京という大都市の役割を十全に果たすため、責任を持って大都市を総合的・一体的に経営する主体が不可欠である。 これまで特別区の自治権拡充が図られてきたが、大都市としての一体性・統一性の確保は都が担い、広域的自治体である都が大都市経営の主体として、総合的な行政を展開してきた。 今後、特別区が大都市経営の主体となれば、二層制を前提とする観点から、現在の 23 区のままではなく、行政の一体性の確保を実現できる形に変わらなければならない。 今後取り組むべき広域的課題への対応や効率的な都市経営の実現を図る上で、現在の都区制度における都と特別区の事務配分、特別区全体の区域及び各区の規模、税財政制度などの課題を踏まえ、現行の都区制度の枠内にとどまらない抜本的な見直しが必要である。 	

特別区制度調査会 (特別区協議会)	第2次報告「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想 (平成19年12月)
<p>・第2次報告は基礎自治体横断的な関係を「行政の一体性」からではなく、基礎自治体間の新たな「対等・協力」の関係から再検討し、第1次報告のシナリオを発展的に解消させた形で提示している。</p> <p>改革の基本的な考え方</p> <p>・東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の役割をさらに明確に区分し、都が法的に留保している市の事務のすべてを特別区(後述の「東京市」)が担い、都区間で行っている財政調整制度を廃止する必要がある。「都の区」の制度廃止</p> <p>・基礎自治体を第一義の行政主体とする住民自治システムを確立していくため「行政の一体性」の観念から脱却し、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係を構築することが必要である。</p> <p>基礎自治体連合の構想</p> <p>・特別区が「都の区」とされてきたことから脱却していくため、政令指定都市の行政区や基礎自治体内部団体である地域自治区などと区別するためにも「区」の名称から決別すべきである。</p> <p>・基礎自治体横断的な関係は、基礎自治体の新しい「対等・協力」の形であり、法的根拠を有する「基礎自治体連合」として設計する。「基礎自治体連合」は住民投票により承認された憲章の下に、地域の実情に合わせた多様な自治の選択を可能とする制度である。</p>	
東京大都市地域における「基礎自治体連合」のモデル	
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての「東京市」で構成する ・議会を置き、議員は「東京市」長が兼ねる ・議会は条例制定権、予算議決権を有する ・連合の長は「基礎自治体連合」の議員の中から選任する ・必要に応じ外部の意見を聞くための第三者機関を置くことができる ・都から引き継ぐ事務のうち「対等・協力」関係で処理する必要がある事務を処理する ・「東京市」間の水平的な財政調整事務を処理する ・住民参加の仕組みをもつ ・連合の議会における会議及び会議録の公開や、公聴会・参考人制度を活用する ・「基礎自治体連合」の事務的経費は、「東京市」が負担する 	

資料)各原典より

(3) 課題

- ・基礎自治体としての役割・業務に応じた財源・権限が確保されるよう、引き続き都区制度改革について東京都や他の特別区と協議しながら取り組んでいく必要がある。

2. 地方自治制度改革

3. 区民協働

(1) 社会経済潮流

「新しい公共」の浸透

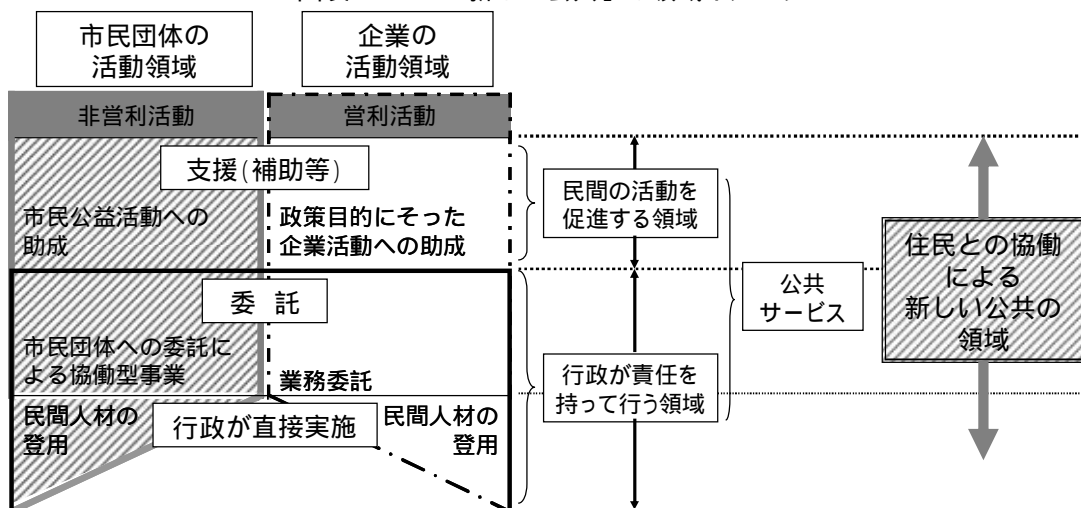
住民自らが地域の課題解決や地域をより良くする取り組みに主体的に取り組んでいこうという意識が高まる中で、従来は行政が担ってきた公共サービスにおいて、住民や地域で活動する町会・自治会をはじめ、NPO・ボランティア、さらには企業などが一定の役割を担う「新しい公共」の取組が進展してきており、国においても「新しい公共」の取組を支援する仕組みの構築を進めている。

図表VI-20 「新しい公共」に係る国の関係機関における論点

主体	出典名
総務事務次官	「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」 (平成17年3月29日付総務省事務次官通知)
地域協働の推進(第2の1(8))について ・住民や住民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組について以下のように積極的に推進することを求めた。 活動主体に対する援助や活動場所の提供、中間支援団体の設置、まちづくり協議会や地域自治区等の活用 個々の職員の意識改革や勤務体制の整備	
地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会(総務省)	「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書」(平成19年5月)
地域団体等による公共サービス提供の推進のための枠組み整備のあり方 地域団体等に公共サービス提供を担わせるために、以下のような枠組み整備の必要性を指摘。 ＊住民団体等が役割を担いようことを確認する仕組み(事前登録制度、法人格の考慮等) ＊地域団体等に対する支援の枠組み(基金創設等) ＊行政責任の範囲の明確化及びそれを担保するための関わり方(委託契約が不適切な場合は補助等他の手法を検討等)	

資料)各原典より

図表VI-21 「新しい公共」の領域イメージ

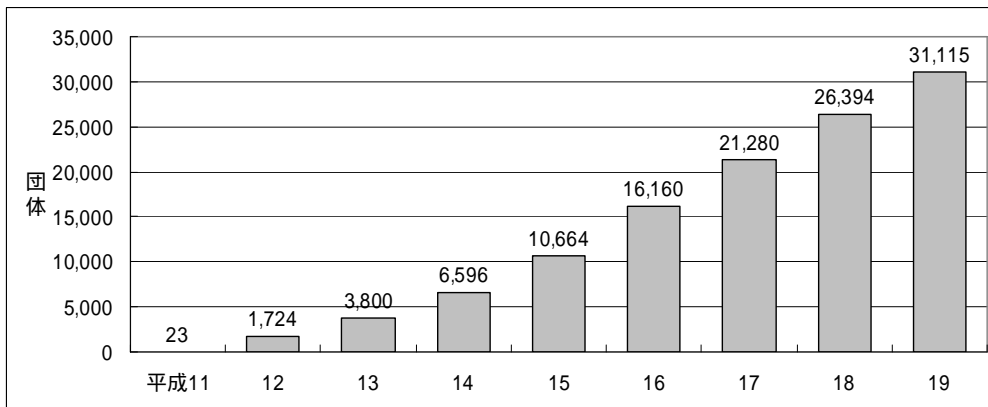


2. 地方自治制度改革

NPO法人による公益活動

平成10年の特定非営利活動推進法（NPO法）施行により、公益活動を行う団体に法人格が与えられるようになりNPO法人による公共サービスの提供などが活発に行われている。法施行以来、NPO法人数は増加の傾向が続いており、平成19年3月末現在では全国で約3万法人が認証されている状況にある。

図表VI-22 認証NPO法人数の推移（各年3月末の認証数、全国）



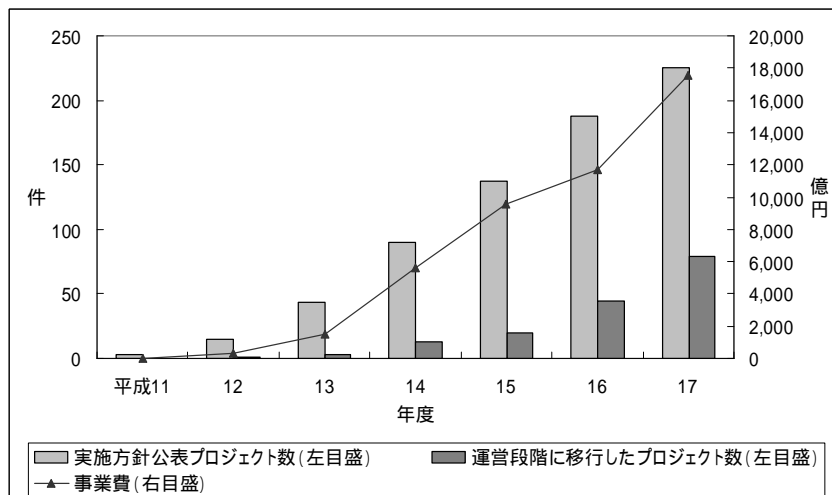
注釈) 平成11年は3/26、平成13年は3/30、平成14年は3/29、これ以外の年は3/31時点の値
資料) 内閣府資料より

民間活力を活かす仕組みの充実

a) PFI (Private Finance Initiative)

PFIとは、平成11年施行のPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）により認められた公共施設等の整備事業方式で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供しようとする新しい手法である。

図表VI-23 実施方針公表数および運営段階へ移行したPFIプロジェクト数の推移



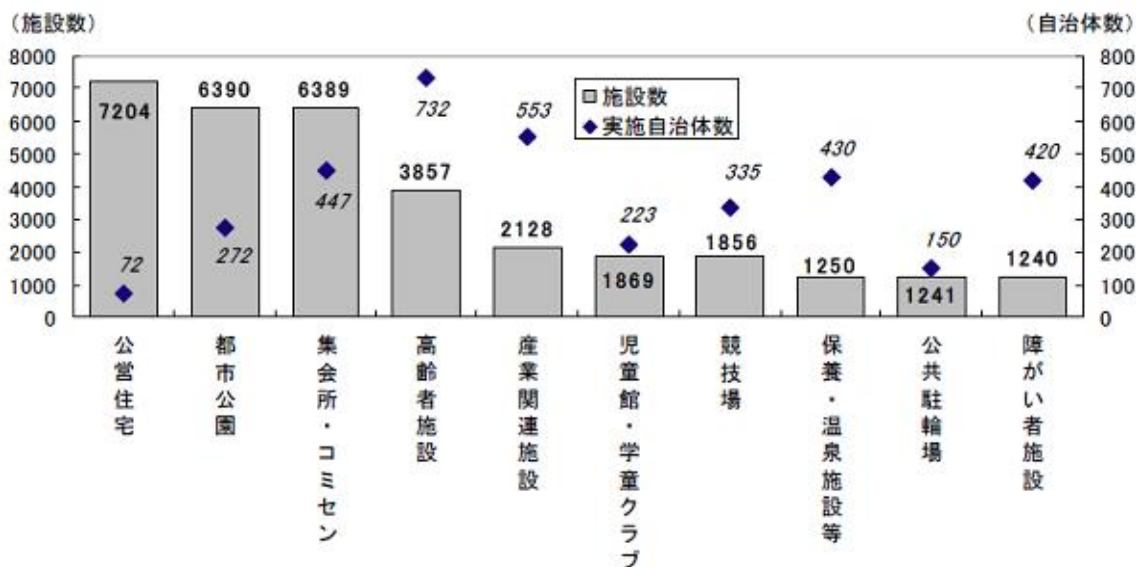
注釈) 各年度末時点での件数。平成17年度は、平成17年12月31日現在
資料) 内閣府「PFI推進委員会第10回総合部会」資料より

2. 地方自治制度改革

b) 指定管理者制度

指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、地方公共団体が設置する公の施設の管理を民間事業者にも行わせることができる制度であり、平成15年6月の地方自治法の改正により創設された。プロポーザル方式などで管理者を選定し、施設を所有する地方公共団体の議会の決議を経て管理者を指定する。

図表VI-24 指定管理者制度の実施状況（全自治体へのアンケート調査、平成18年5月時点）



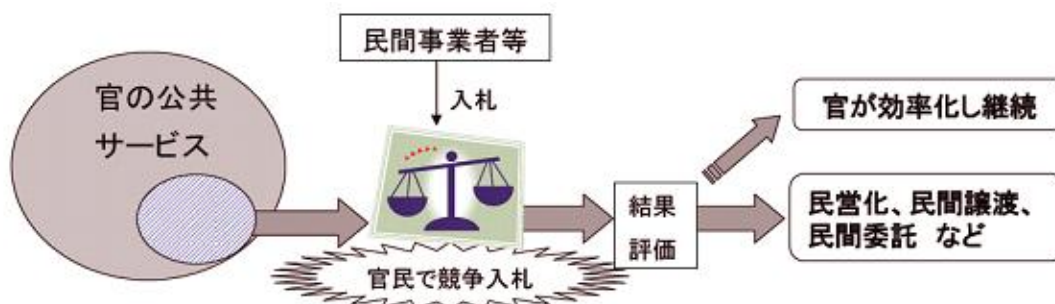
注釈) 対象：全国全自治体 1890 団体、回収 1568 団体（回収率 83.0%）

出典) 社団法人神奈川県地方自治研究センター「指定管理者制度の導入状況に関する調査報告書」より

c) 市場化テスト

市場化テストとは、平成18年7月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」にもとづき、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進するために実施される官民競争入札のことであり、これまで「官」が担ってきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度である。

図表VI-25 市場化テストのイメージ



出典) 内閣府「市場化テスト（官業の民間開放）」より

2 . 地方自治制度改革

図表VI-26 東京都における市場化テストへの取組（平成18年度）

「東京都版市場化テストモデル事業」として、平成 18 年 10 月に入札公告を行い、12 月に官民競争入札（総合評価一般競争入札）により、事業予定者を決定。入札の結果、対象業務となった公共職業訓練 7 科目のうち 6 科目について民間事業者が落札し、1 科目を都が引き続き事業を実施することとなった。平成 19 年度においては、モデル事業の検証を踏まえ市場化テストを引き続き実施する。

【対象業務】

都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練 7 科目

（実施期間：平成 19 年 4 月～20 年 3 月）

入札結果：全 7 科目に対し延べ 24 件（都を含め延べ 31 件）の提案があり、

6 科目を民間事業者が落札

資料) 内閣府資料、東京都資料より

2. 地方自治制度改革

(2) 江東区の現状

現状

a) 区内のNPO法人

本区内のNPO法人数は130団体(平成19年11月末現在)を数え、活動分野別では社会教育、保健・医療・福祉、子どもの健全育成などを行う団体が多くなっている。既に区との協働により、公共サービスの提供などの事業を展開する事例もみられている。

図表VI-27 活動分野別区内NPO法人数(平成19年12月14日検索)

分野	団体数	分野	団体数
保健・医療・福祉	62	社会教育	66
まちづくり	39	学術・文化・芸術・スポーツ	49
環境	41	災害救助活動	6
地域安全活動	15	人権・平和	22
国際協力	37	男女共同参画	13
子どもの健全育成	51	情報化社会	8
科学技術	6	経済活動の活性	11
職業・雇用	14	消費者保護	10
NPO支援	80	区内NPO法人数	130

注釈) 活動分野は複数登録することが可能であるため、分野別団体数の合計は130にならない

資料) 内閣府NPOホームページ検索サイトより

図表VI-28 NPOと行政の協働事業事例

事例1) 江東区が行う介護保険「要介護認定調査」をNPO法人に委託	
江東区、 NPO法人メディカルケア協会	従来は区職員または在宅介護支援センター職員が自宅を訪問し要介護認定調査を行ってきたが、申請件数が年々増加するなかで目的を達成するため、平成16年度は認定調査の一部を左記の居宅介護支援事業所に委託。
事例2) 江東区教育委員会主催の講座にNPO法人が企画協力	
江東区、 NPO法人サイクルリング	平成16年6~7月に開催された、江東区教育委員会生涯学習課主催の連続講座に、左記法人が企画協力した。 講座のタイトルは「みんなが心地よく暮らすために ~ハンディキャップはその人の個性~」。プログラムは障害者問題、同和問題、犯罪加害者の更生と被害者支援、ユニバーサルデザインのまちづくりなど。
事例3) 「防災対策を考慮した水と緑のネットワーク再生」事業が「全国都市再生モデル事業」に	
江東区、 NPO法人江東区の水辺に親しむ会	左記法人の上記事業が、平成15年度「全国都市再生モデル事業」(内閣官房都市再生本部)として選定され、地域支援情報誌「Repis」(国土交通省監修)の「特集 “NPOによる都市再生の取り組み”」として取り上げられた。 「水彩都市・江東」として、水辺や緑が持つ機能のうち防災に関する機能に着目し、災害時にも対応できる水彩都市を構築するための調査、研究そして実現に向けて「水と緑のみち計画」を提案している。

2. 地方自治制度改革

b) 区内の指定管理者

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により指定管理者制度が創設されたことに伴い、本区では平成 16 年 12 月に基本方針を定め、関係条例等の整備を行った。平成 19 年度現在、区内の公の施設のうち、指定管理者を指定している施設は 96 施設である。指定管理者は財団法人、社会福祉法人のほか、NPO 法人、株式会社も参入している。

図表VI-29 主な指定管理者委託施設一覧

指定管理者	管理施設
(財)江東区地域振興会	文化センター(7施設)、総合区民センター、江東公会堂、深川江戸資料館、男女共同参画推進センター、商工情報センター、芭蕉記念館、中川船番所資料館
(社)東京都江東産業連盟	産業会館
(社福)あそか会	在宅介護支援センター(白河・枝川) 高齢者在宅サービスセンター(白河・枝川)
(社福)江東区社会福祉協議会	老人福祉センター(4施設)、まつのみ作業所、障害者福祉センター
(社福)東京都知的障害者育成会	東砂福祉園、あすなる作業所、第二あすなる作業所、生活寮リバーハウス東砂
(社福)江東楓の会	亀戸福祉園
NPO法人こどもの発達療育研究所	こども発達センター
(財)江東区健康スポーツ公社	健康センター
(社福)そのえだ	潮見保育園
(社福)東京児童協会	白河かもめ保育園
(社福)もろほし会	猿江保育園、毛利保育園
(社福)景行会	豊洲保育園、豊洲子ども家庭支援センター
(社福)雲柱社	子ども家庭支援センター(深川北・東陽・大島・南砂)、平野児童館、亀戸児童館
(財)東京港埠頭公社	キャンプ場及び自動車駐車場(若洲公園)
(財)自転車駐車場整備センター	亀戸駅東口自転車駐車場ほか18自転車駐車場
日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	木場舟木橋自転車駐車場ほか13自転車駐車場
(財)江東区健康スポーツ公社	野球場(潮見・亀戸)庭球場(深川・潮見・豊住・亀戸・東砂・荒川砂町)、新砂運動場、夢の島総合運動場、スポーツセンター(6施設)、越中島プール

2. 地方自治制度改革

関連個別計画

江東区アウトソーシング基本方針（平成16年5月）

*区が行っている行政サービスについて、今後、民間活力を積極的に活用していくための指針であり、アウトソーシング（業務の外部化）の基本的な考え方や方向性を整理したガイドライン。

（3）区民の意識・意向（「江東区民意識意向調査（平成20年3月）」より）

a) 現在の状況・以前との比較

「区民協働」に関する区民の評価では、現状においては、「区民と行政が協力してまちづくりを進める取組の充実」で「良い」が3.1%、「悪い」が12.7%、「区政の動きに関する情報のわかりやすさ・入手のしやすさ」で「良い」が6.3%、「悪い」が20.4%、「区政に意見を言える機会の充実」で「良い」が1.7%、「悪い」が24.3%といずれも悪いとする評価が高くなっている。

一方、以前との比較においては、「区民と行政が協力してまちづくりを進める取組の充実」で「良くなっている」が7.1%、「悪くなっている」が4.5%、「区政の動きに関する情報のわかりやすさ・入手のしやすさ」で「良くなっている」が10.6%、「悪くなっている」が5.0%であり、「区政に意見を言える機会の充実」は「良くなっている」が4.7%、「悪くなっている」が5.9%と「悪くなっている」が上回っているものの、「区民協働」に関する状況は改善されているとする評価が多くなっている。

図表VI-30 現在の状況 回答率一覧<区民協働関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良い (%)	ふつう (%)	悪い (%)	無回答 (%)
区民と行政が協力してまちづくりを進める取組の充実	3.1	66.0	12.7	18.3
区政の動きに関する情報のわかりやすさ・入手のしやすさ	6.3	56.1	20.4	17.3
区政に意見を言える機会の充実	1.7	55.8	24.3	18.1

図表VI-31 以前との比較（4～5年前、それ以降に江東区に住まわれた方は転入当時と比べて）
回答率一覧<区民協働関連項目> (N=1,302)

あなたの生活周辺環境	良くなった (%)	変わらない (%)	悪くなった (%)	無回答 (%)
区民と行政が協力してまちづくりを進める取組の充実	7.1	64.9	4.5	23.4
区政の動きに関する情報のわかりやすさ・入手のしやすさ	10.6	62.1	5.0	22.3
区政に意見を言える機会の充実	4.7	66.4	5.9	23.0

2. 地方自治制度改革

b) 優先的に取り組むべき項目

区民が今後第一に優先して取り組むべきと考えている割合では、「区民と行政が協力してまちづくりを進める取組の充実」(23.0%)、「区政の動きに関する情報のわかりやすさ・入手のしやすさ」(22.7%)と「行財政運営・協働分野の平均優先度」20.0%を上回っている一方、「区政に意見を言える機会の充実」(15.1%)は平均を下回っている。

図表VI-32 優先度結果一覧<行財政運営・協働分野>(N=1,302)(ゴシック体は、区民協働関連項目)

あなたの生活周辺環境	優先度(%)
区民と行政が協力してまちづくりを進める取組の充実	23.0
区政の動きに関する情報のわかりやすさ・入手のしやすさ	22.7
区政に意見を言える機会の充実	15.1
ITの活用による各種手続きの簡略化やサービス利便性	11.7
行政窓口の対応や利用のしやすさ	27.5
行財政運営・協働分野の平均優先度	20.0

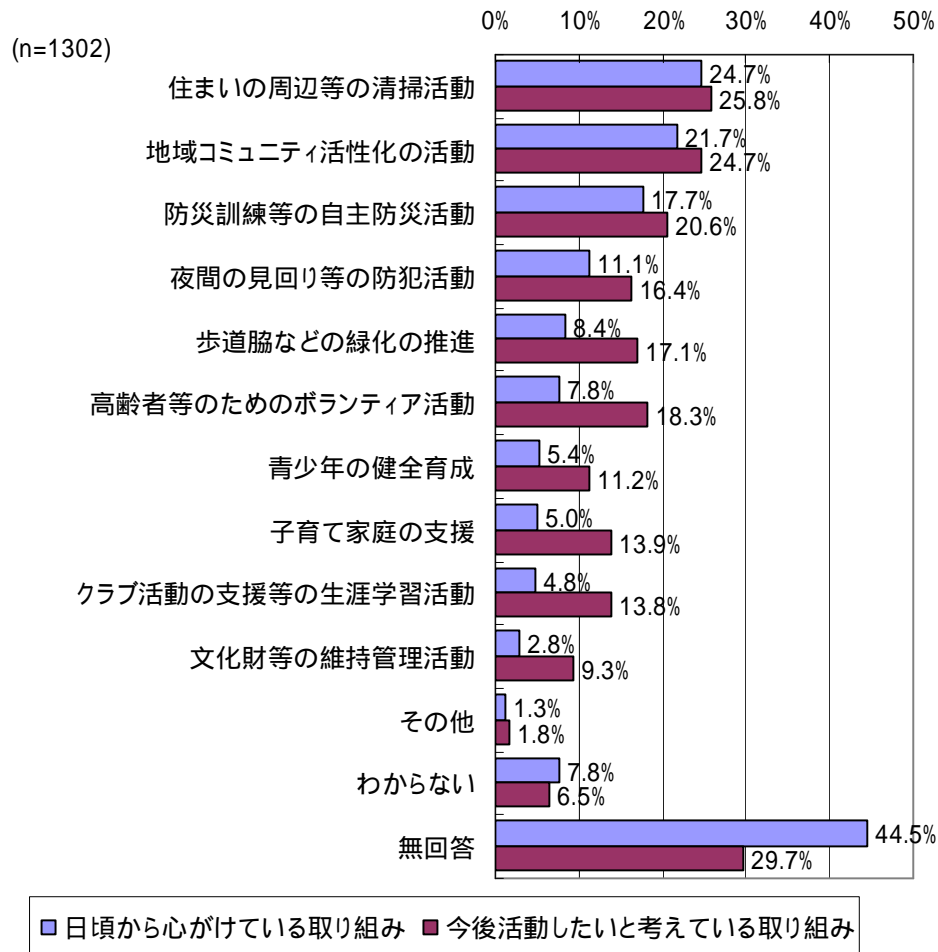
注釈) 優先度: 1番目に優先すべきとした回答割合(%)。各分野に含まれる項目の優先度を平均で算出した数値を「平均優先度」として優先度の高低の基準としている。

2. 地方自治制度改革

c) 重点的な取り組みが求められている施策

「区民協働」の現状と今後の意向としては、現在ここがけている取り組み、今後活動したい取り組みともに「住まいの周辺等の清掃活動」（現在 24.7%、今後 25.8%）が最も高く、「地域コミュニティの活性化の活動」（現在 21.7%、今後 24.7%）、「防災訓練等の自主防災活動」（現在 17.7%、今後 20.6%）の順となっており、テーマ型の活動よりも地縁型の活動が上位にあがっている。

図表VI-33 日頃から心がけている取り組み・今後活動したいと考えている取り組み(あてはまるものを全てを選択)

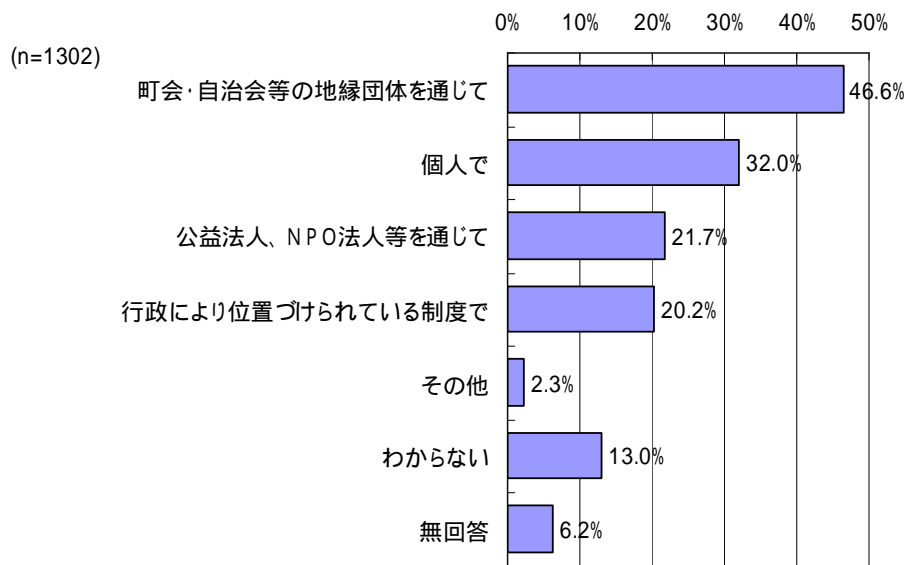


2. 地方自治制度改革

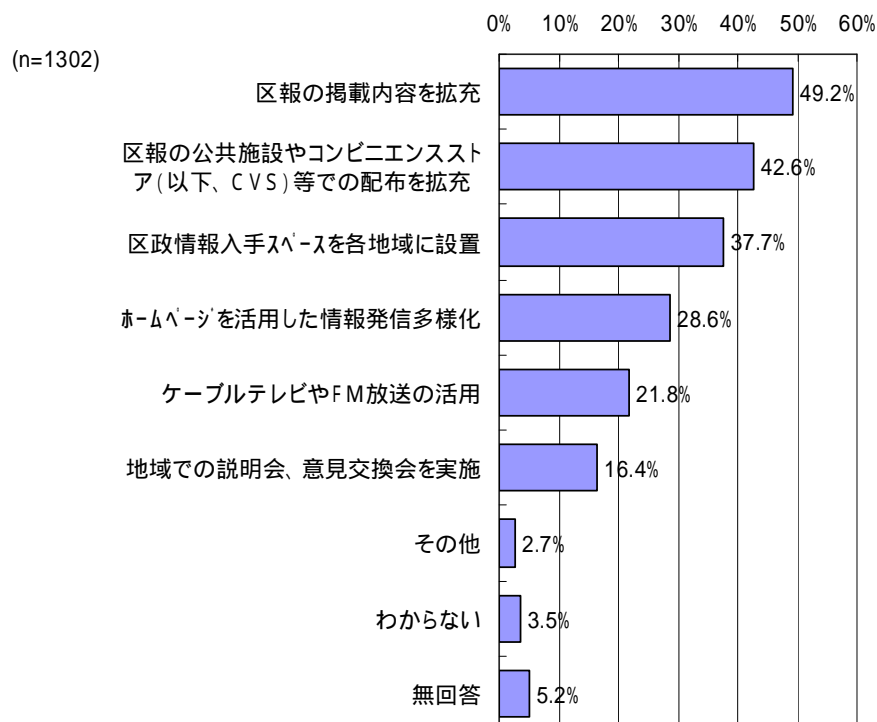
「区民協働」への参加しやすい形としては、「町会・自治会等の地縁団体を通じて」（46.6%）が最も高くなっており、参加方法としても地縁型が最も高くなっている。

また、区政情報の公開で重視すべき点としては、「区報の掲載内容を拡充」（49.2%）、「区報の公共施設やコンビニエンスストア等での配布を拡充」（42.6%）など、区報を重視した取組が求められているといえる。

図表VI-34 区民協働への参加しやすい形（あてはまるもの全てを選択）



図表VI-35 区政の動きをよりわかりやすく、また情報を入手しやすくしていくために重視すべき取り組み（あてはまるもの3つ以内を選択）



(4) 課題

- ・区民協働によるサービス提供になじむ施設や事業の掘り起こし、民間の創意工夫を促す環境・制度の整備など、区は行政サービスの質の向上に向けて各主体が有効に機能するよう全体をマネジメントしていく必要がある。
- ・区民の生活にとって不可欠な行政サービスは、その品質の劣化やサービスの途絶があってはならない。区民協働を推進するにあたっては、行政サービス提供の最終的な責任は区に帰するという観点から、行政サービスの品質、継続性を担保していくための仕組みを構築していく必要があるとともに、行政の協働への理解が不可欠である。
- ・区民協働に関する区民の評価は、現状では「悪い」とする評価が多いものの、過去と比較すると改善されてきているとする評価が多いことから、今後も区民協働の促進に向けた不断の努力が求められる。
- ・区民参画・協働に関する今後の区民意向は、活動内容・活動方法ともに地縁型を指向していることから、町会・自治会等の地域コミュニティを重視した施策展開が求められる。
- ・区民協働の促進においては、NPO・ボランティアを社会経済状況の動向から、新たな公共の領域を担う行政のパートナーとして位置づけていく必要がある。また、今後はマンション急増による都市化の進展や団塊世代の地域参加などを背景に、NPO・ボランティアの活動も活発になると予測され、地域活動、住民ニーズの変化に伴う行政対応が求められるようになる。

参考資料
(江東未来会議提言書 概要)

江東未来会議提言書 ～区民からの提案～

< 概要版 >

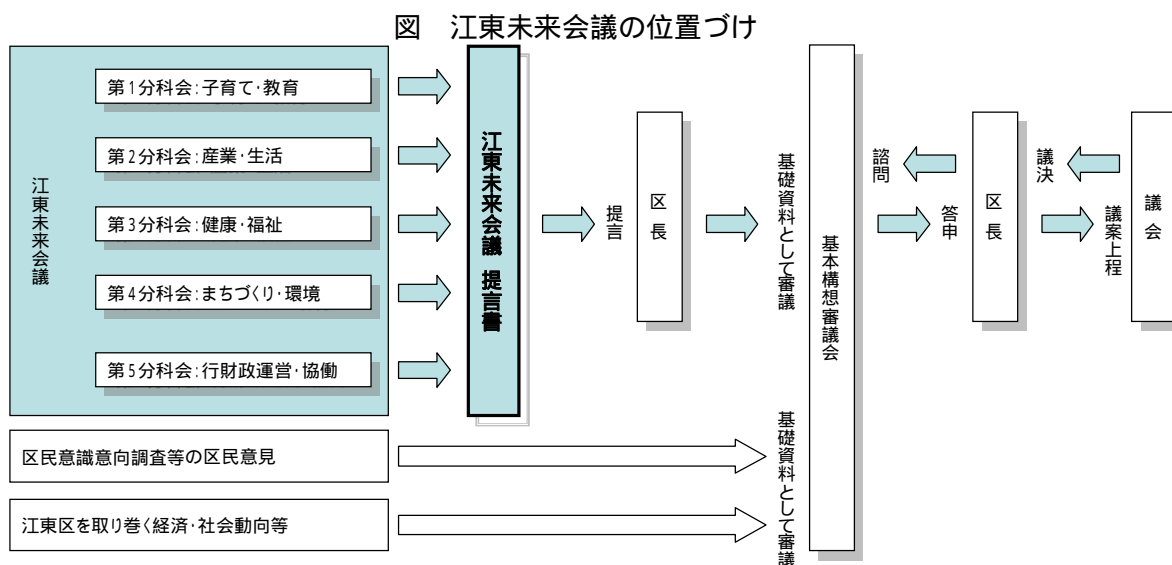
江東未来会議について

江東未来会議は、新たな江東区基本構想の策定にあたり、これからの江東区について、区民の視点から意見を出し合い、検討のうえ、江東区基本構想審議会で審議する際の基礎資料の1つを作成することを目的として設置されました。

平成19年7月21日～8月10日の期間に区報等で公募し、20歳以上の区民および区内在勤・在学の方208人の応募があり、地域や年代の構成を勘案して選定された150人が参加しました。江東未来会議では、区の施策分野別に5つの分科会(各30名)に分かれ、各分野の平成30年代初頭を想定した江東区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた、区や区民・事業者の取り組みの方向性について検討しました。

江東未来会議提言書は、江東区基本構想審議会で審議する際の基礎資料の1つとして、江東区の望ましい将来像とその実現のための取り組みについて、全区的な観点から実現可能性や優先性などを意識し、区民の視点から具体性のある提案を行うために作成したものです。

江東未来会議提言書は、各分科会の検討対象分野に沿った5つの分野で構成しています。各分野の内容は、「現状および問題認識」「江東区がめざすべき将来像」「将来像の実現に向けた取り組みの方向性と具体的事業のアイデア」の3つの共通項目に沿って、各分科会におけるこれまでの検討結果をもとに整理しています。



．子育て・教育分野（第1分科会）

1．現状および問題認識

（1）家庭の子育て、子育て支援

家庭の子育て力の低下が懸念されています
 家庭の子育てを支援する地域の力が脆弱になっていると考えられます
 保育園の絶対数が不足し、入園希望者を全て受け入れることができません
 民営保育園や認証保育所など保育の質的な問題についての不安があります
 学童クラブ数が不足しており、放課後に、家庭のような安らぎある時間がすごせません

（2）学びの場としての学校教育

家庭・幼児教育、学校教育おのおのの役割分担が不明確になっています
 親の経済格差、教育に対する意識格差や公立学校間格差がこどもの教育に与える影響が懸念されます
 基礎学力を習得する場である公立学校の弱体化が懸念されます
 保育園と幼稚園の教育内容に違いがあります
 公立学校の特徴ある教育の取り組みについて保護者が知る機会がありません

（3）こどもを育む地域社会

相互扶助によって子育てができた下町江東区の特徴が薄れ、地域で子育てをしていくために必要な人間関係が構築できていません
 こどもの育ちや可能性を伸ばす遊びの場や機会が不足しています
 こどもの遊びの安全と育ちを見守る大人の目を増やすことが必要です

2．江東区が目指すべき将来像

（1）家庭の子育て、子育て支援	家庭・地域社会・行政が支え合い、協力して楽しく子育てできるまち
（2）学びの場としての学校教育	着実な学力向上・豊かな体験学習による知力・創造力とコミュニケーション能力を育む教育のまち
（3）こどもを育む地域社会	地域が一体となってこどもを育むまち

．産業・生活分野（第2分科会）

1．現状および問題認識

（1）産業・消費生活

<強み (Strengths)>

江東区の産業立地面の特徴は、モノと情報の発信拠点であることです
区内には、繊維、ガラス（江戸切子）、印刷・製本など特色ある産業の立地がみられます
都心に近く、人口増の傾向にあり、大学の立地もみられることから、学職住の交流、
産学公連携の体制が取りやすい環境となっています

<弱み (Weaknesses)>

業種間、同業種間の結びつきが弱く、江東区の顔となる産業が少なくなっています
商店街では、店主の高齢化が進行し、消費者ニーズの変化への対応が遅れています

<機会 (Opportunities)>

東京オリンピック開催や築地市場の移転は、地域産業活性化の起爆剤になります
IT企業の進出は、既存産業の活性化の機会と捉えられます

<脅威 (Threats)>

区民の消費活動が区外に流出しています
大型ショッピングセンターの増加により、街づくりやコミュニティの中心的な担い手
だった商店街が衰退の危機にさらされています

（2）コミュニティ

地域のコミュニケーション能力の弱体化が懸念されます
高齢化の進展や災害時などのもしもの時の助け合いのために、普段からのおつきあい
やつながりがますます大切となっています
世代間のコミュニケーションの場が必要です
公園が活用されていません

（3）文化・観光

江東区は、歴史・文化資源は豊富ですが、観光資源としての価値のPRが不足しています
下町の情緒・伝統を守っていきたいと思います
区民に江東区の優れた伝統文化を理解する機会を提供することが大切です
近隣区との連携による広域観光も必要です
国による国際観光の取り組みを受け、江東区も観光振興に向けた対応が求められています

2．江東区が目指すべき将来像

（1）産業・消費生活	学職住 大接近!! 地域産業が花開き、区産区消による 持続可能な発展のできるまち
（2）コミュニティ	地域と行政が両輪となってつくるコミュニティのあるまち
（3）文化・観光	区民が伝統ある歴史文化に誇りを持てるまち

・健康・福祉分野（第3分科会）

1. 現状および問題認識

(1) 医療・介護・高齢者福祉

江東区内では十分な医療を受けるための体制が、まだ整備されていません
 介護保険を中心とした介護の体制整備が不十分です
 老後も安心して住み続けられる環境の整備が求められています

(2) 老若共同参画社会の推進

地域コミュニティの崩壊が進んでいます
 南北で人口動向が異なり、それぞれの状況に合わせた行政サービスの提供が求められています。
 老老介護の増加を受けて、地域で支え合う地域福祉のための仕組みが求められています
 高齢者の生きがいづくりと、社会参画の促進が求められています
 若い世代の健康づくりにも留意する必要があります

(3) 高齢者・障害者等の自立支援

高齢者・障害者等の活動を促進する環境づくりとバリアフリー化の実現が必要です
 一人暮らし高齢者を中心とした適切な居住環境の整備が必要です
 安心・安定した生活を送る上での経済基盤の確立が求められます
 健康で自立した生活をおくるための意識改革と環境整備が必要です

2. 江東区が目指すべき将来像

<p>(1) 医療・介護・高齢者福祉</p>	<p>医療と介護が充実し安心して生活できるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつでも安心して受診できる質の高い医療機関の充実したまち ・介護サービス・介護施設等が充実・機能することにより、心豊かな生活を営むことができるまち ・老後も安心してすむことができる総合的な福祉サービスが提供されるまち
<p>(2) 老若共同参画社会の推進</p>	<p>老若共同参画社会が実現しているまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代が交流し、地域で互いに支え合うことの出来るまち ・誰もが生きがいを持って仲間と気持ちよく過ごせるまち ・若い世代の健康もたもたれているまち
<p>(3) 高齢者・障害者等の自立支援</p>	<p>高齢者や障害者をはじめ、誰もが自立して生活できるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者が健康でいられるまち ・高齢者や障害者の活動を推進するバリアフリー環境のととのったまち ・不安なく安定した生活がおくれるまち

．まちづくり・環境分野（第4分科会）

1．現状および問題認識

【まちづくり・環境分野での基本認識】

環境は1つの独立したテーマではなく、私たちの生活や社会全体に関わるテーマです。持続可能な社会をつくるために、区民、事業者、行政など全ての主体が環境に対する意識を高めて、環境に配慮した行動を実践し、成果をあげていくことが重要です。

（1）水辺

水辺の多様な機能を総合的に利用していくことが最も重要です。
河川や運河は江東区を象徴する魅力的な資源です。
水辺の貴重な自然や環境の保全が求められています。
快適な水辺空間の整備が求められています。
安心して利用できる親水空間が求められています。
水上交通で回遊することができません。
水路を観光資源として活用することが求められています。

（2）防災

こどもから高齢者まで、すべての区民が日頃から防災意識を高め、訓練に取り組む姿勢が最も重要です。
災害に関する情報提供が不足しています。
新住民や民間事業所が防災訓練に参加する機会が不足しています。
区民間のネットワークづくりも不足しています。
避難時の安全性の確保が必要です。
二次災害の防止が求められています。

（3）交通

来訪者ではなく、区民のために交通を整備することが最も重要です。
南北の交通網が分断されているため、旧市街と新市街の交流が阻害され、区としてのまとまりに欠けています。
区内の隅々まで移動できる公共交通が求められています。
歩道のバリアフリー化が求められています。
自転車を快適に利用できる環境が必要です。
公共交通は開発や人口増加に伴うニーズの変化に対応できていません。
自動車利用が進むと、中心商店街のにぎわいが失われます。

2. 江東区が目指すべき将来像

分科会全体の将来像：	区民の生活と心が通い合う 水辺・防災・交通が活かされるまち
(1) 水辺	水辺の多様な機能を活かすまち～水辺の総合的な利用～
(2) 防災	未体験の災害に備えのあるまち
(3) 交通	区民優先の公共交通が充実したまち

・行財政運営・協働分野（第5分科会）

1. 現状および問題認識

（1）行政運営～区政の組織運営に関すること～

区職員のビジョン（理念・使命）が統一・明確化されていません
 縦割り行政の弊害など区民にとって行政サービスが「わかりにくい」状況にあります
 区民から意見を聴取したり、協力を仰いだりする機会が少ないと思います
 区民に開かれた議会運営になっていません

（2）財政運営～予算編成・事業実施に関すること～

予算の最適な使用に向けた改善余地がまだまだあります
 現行の行政評価システムの取り組みは十分に知られていません
 現行の行政評価システムの内容は十分ではないと思います
 区民が参画できる評価システムを考えていく必要があります

（3）協働・参画～区民・事業者の協働・参画に関すること～

ボランティア活動に対する支援の仕組みが十分ではありません
 区政が身近でない人・関心のない人をどのようにして巻き込んでいくのが課題です
 せっかく区民協働のしくみがあってもPR不足で十分に知られていません
 区民に身近であるはずの公共施設であっても協働で運営できていません
 審議会等の会議への区民参画の方法が確立されていません

2. 江東区が目指すべき将来像

分科会全体の将来像： 一人ひとりが主役の江東区	
（1）行政運営	元気でわかりやすい江東区 ～区・区民・事業者一体となり江東区が目指すべきビジョンを実現～
（2）財政運営	最善をつくす江東区 ～区・区民・事業者協働による行財政評価システムの実現～
（3）協働・参画	みんなでつくる江東区 ～区・区民・事業者一体化による責任を持った参画～

江東区の現況と課題

新たな江東区基本構想及び長期基本計画策定のための基礎資料

平成 20 年 3 月発行

印刷物規格表第 1 類

印刷番号(19) 号

発行 江東区政策経営部企画課
江東区東陽 4 - 11 - 28
電話 : 03 - 3647 - 9111(代)

編集 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

印刷